

議案第 32 号

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

済美教育センターの組織機構改正に伴い、教育相談担当課長を廃止する等の必要がある。

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立済美教育センター処務規則（平成 1 7 年杉並区教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育相談係の項及び学びの多様化学校設置準備担当係長の項を削る。

第 3 条の表教育相談係の項及び学びの多様化学校設置準備担当係長の項を削る。

第 4 条第 1 項中「及び教育相談担当課長（以下「担当課長」という。）」を削る。

第 5 条第 1 項中「（担当課長の担当事務を除く。）」及び「（担当課長の担当事務に従事する職員を除く。）」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「又は担当課長」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「又は担当課長」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とする。

第 6 条第 1 項中「及び担当課長」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(係等の設置) 第2条 センターに次の係及び担当係長を置く。 管理係 学校図書館支援担当係長 _____ _____ 教育指導係 (分掌事務) 第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 (1)～(13) 略 学校図書館支援担当係長 (1)～(5) 略 教育指導係 (1)～(9) 略 (職員) 第4条 センターに所長_____を、 係に係長を置く。	(係等の設置) 第2条 センターに次の係及び担当係長を置く。 管理係 学校図書館支援担当係長 <u>教育相談係</u> <u>学びの多様化学校設置準備担当係長</u> 教育指導係 (分掌事務) 第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 (1)～(13) 略 学校図書館支援担当係長 (1)～(5) 略 <u>教育相談係</u> <u>(1) 教育相談事業に関すること。</u> <u>(2) 不登校対策に関すること。</u> <u>(3) 区立学校における課題解決支援に関すること(他の課に属するものを除く。)</u> <u>学びの多様化学校設置準備担当係長</u> <u>(1) 学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関すること。</u> 教育指導係 (1)～(9) 略 (職員) 第4条 センターに所長<u>及び教育相談担当課長(以下「担当課長」という。)</u>を、 係に係長を置く。

新	旧
2～6 略 (職責) 第5条 所長は、杉並区教育委員会事務局次長（以下「事務局次長」という。）の命を受け、センターの事務_____をつかさどり、所属職員_____を指揮監督する。 2 係長及び担当係長は、所長_____の命を受け、係の事務又は担当事務を処理する。 3 主査は、所長_____の命を受け、係の事務又は担当係長の担任意務のうち、専門的な事務等を処理する。 4 略 5 略 6 略 (報告) 第6条 所長_____は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、事務局次長に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 略	2～6 略 (職責) 第5条 所長は、杉並区教育委員会事務局次長（以下「事務局次長」という。）の命を受け、センターの事務(担当課長の担当事務を除く。)をつかさどり、所属職員(担当課長の担当事務に従事する職員を除く。)を指揮監督する。 <u>2 担当課長は、事務局次長の命を受け、センターの事務のうち教育相談係長及び学びの多様な学校設置準備担当係長の担任意務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u> 3 係長及び担当係長は、所長又は担当課長の命を受け、係の事務又は担任意務を処理する。 4 主査は、所長又は担当課長の命を受け、係の事務又は担当係長の担任意務のうち、専門的な事務等を処理する。 5 略 6 略 7 略 (報告) 第6条 所長及び担当課長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、事務局次長に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 略